

## 三次市風しん予防接種費用助成事業

妊婦の方が風しんにかかることにより、生まれてくる赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、風しん予防接種(任意接種)の接種費用を助成します。

### 【助成対象の方】

接種する日において、三次市に住所を有する方で、風しん(麻しん風しん混合)ワクチン予防接種を受けた次のいずれかに該当する方 (\* 定期予防接種対象の方は除きます。)

#### 1. 妊婦健康診査で風しん抗体価が十分でないと確認できた方

- ① 医療機関で妊婦健康診査風しん抗体検査の結果を母子健康手帳に記載してもらってください。
- ② かかりつけ医とご相談の上、産後の早い時期に、予防接種を受けましょう。

#### 2. 風しん抗体価の低い妊娠を希望する女性 または 風しん抗体価の低い妊婦さんと同居する家族

医師とご相談の上、予防接種をお勧めします。  
(予防接種の必要性は抗体検査でわかります。検査費用は助成対象となりません。)

### 【助成額等】

**\* 予防接種後、接種費用を医療機関に全額支払われた後、申請により次のとおり助成します。  
(助成回数 1回)**

- ・風しんワクチン接種 3,000円
- ・麻しん風しん混合ワクチン接種 5,000円

\* 生活保護世帯の方は全額助成します。

### 【助成申請に必要なもの】

- ・風しん抗体価が低いことが確認できるもの(母子健康手帳、検査結果票等)
- ・予防接種の種類・接種に要した費用が証明できるもの(医療機関発行の領収書及び診療明細書)
- ・印鑑
- ・申請者の振込先の口座が確認できる預金通帳
- ・生活保護世帯の方は生活保護受給証明書が必要です。

### 【申請・問い合わせ先】

三次市健康推進課 健康企画係  
三次市十日市中二丁目8番1号(三次市役所 東館2階)  
電話(0824)62-6232 FAX(0824)62-6382